

大阪市立東淀川区民会館指定管理者指定申請に関する質問と回答

番号	質問	回答
1	⑮納税証明書「法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書」において、直近3年分についてその3の3を提出とあるが、その3の3は過去からこれまでに於いて未納がないとの証明であると認識しております。よって直近3年分ではなく、現時点でのその3の3を提出ということによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	提出書類の様式については、条件を満たしている様式であれば問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	利用料金の減免に関して、新型コロナウイルス感染症に係る措置として、令和2年7月15日～令和3年3月31日までの期間の利用において、会議室等の使用料金の減額措置が実施されています。令和3年4月1日以降は、収容定員等の利用制限が継続されていたとしても、利用料金の減額(減免)は行わず通常の料金で対応するとの理解の上、収支計画を作成してよろしいでしょうか。	「新型コロナウイルス感染症にかかる本市施設の使用料・利用料金の減免措置」の適用については令和3年3月31日までです。令和3年4月以降について現時点では未定ですので、通常料金で対応することとして、ご提案ください。
4	様式において「2.会館管理経費(B)－1.収入(A)＝3.業務代行料」となっていますが、1.収入に業務代行料の記入欄が無い場合、利益の配分(各事業年度の収支において、総収入額から総支出額を差し引いて、利益が総収入の5%を上回った場合、その上回った金額の50%を本市に納付していただきます)の提案ができません。1.収支欄に業務代行料を追加し、3.については収支差額(A)－(B)として変更してもよろしいでしょうか。	会館の管理運営に必要なすべての経費から、利用料金収入などの収入を差し引いた金額を業務代行料として支払います。 ただし、各事業年度の収支報告時において、総収入額から総支出額を差し引いて、利益が総収入の5%を上回った結果、その上回った金額の50%を大阪市に納付いただきますが、50%を上回る利益配分を提案される場合は、様式6-31にご記入ください。(募集要項 3施設の管理運営 (4) その他 ③④を参照) 以上のことから様式6については変更いたしません。 なお、その他経費に一般管理費等を計上する場合は、備考欄にその内容・考え方を記載してください。
5	「法人の登記事項証明書」について、当法人の役員改選に伴い登記事項の変更を9月以降に予定しています。変更次第、再提出する必要はあるでしょうか。	登記事項の変更があった場合は、速やかに再提出をお願いいたします。登記事項証明書の他、役員の名簿、役員の履歴書も併せて再提出ください。
6	【様式6-2②管理運営経費について】 人件費の積算内訳の書き方について適宜変更することは可能でしょうか。 ※月給者もいるため	問題ありません。
7	【4月以降の利用料金について】 現在の半額免除方針の延長や、休館等の方針が大阪市様から出される可能性があるかもしれないと理解しています。 上記の事由により「利用料金収入額」が見込みに達しない場合、補填等の協議は可能でしょうか。	「新型コロナウイルス感染症にかかる本市施設の使用料・利用料金の減免措置」の適用については令和3年3月31日までです。令和3年4月以降について現時点では未定です。 補填については「募集要項 13危険負担 共通 不可抗力」に記載のとおりです。
8	新型コロナウイルスにより臨時休館となった場合、利用料金収入が減額となりますが、その補填は貴市で行っていただけるでしょうか？	「新型コロナウイルス感染症にかかる本市施設の使用料・利用料金の減免措置」の適用については令和3年3月31日までです。令和3年4月以降について現時点では未定です。 補填については「募集要項 13危険負担 共通 不可抗力」に記載のとおりです。

申請様式関係

利用料(使用料)関係

番号	質 問	回 答
9	「本市は、指定管理者に対する休業補償を行わない」とありますが、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止対応のような長期の業務停止命令が下された場合や利用定員の制限による利用料金の半額還付などがあった場合でも、その補償について貴市と協議を行うことはできないのでしょうか。	「新型コロナウイルス感染症にかかる本市施設の使用料・利用料金の減免措置」の適用については令和3年3月31日までです。令和3年4月以降について現時点では未定です。 補填については「募集要項 13危険負担 共通 不可抗力」に記載のとおりです。
10	現在、使用料が半額となっていますが、令和3年度以降も引き続き実施されるのでしょうか？また、引き続き実施される場合の補填は貴市で行っていただけるのでしょうか？	「新型コロナウイルス感染症にかかる本市施設の使用料・利用料金の減免措置」の適用については令和3年3月31日までです。令和3年4月以降について現時点では未定です。 補填については「募集要項 13危険負担 共通 不可抗力」に記載のとおりです。
11	使用料金制度から利用料金制度に変更されますが、お客様が記入する紙の申込書の控えは、使用料金制度の時とは異なり、区役所宛送付しなくても良いという理解でよろしいでしょうか？	現在の「区役所附設会館使用申込書」は3枚複写となっており、現在のところ様式の変更の予定はございません。したがって、3枚複写のうち1枚の「区役所控」を、区役所あて送付していただく予定です。
12	【募集要項】3(1) 「利用料金制で運用すること」とありますが、現在、使用料制で運用されている料金の「後納」については、今後どのような取扱いになるのかご教示ください。	大阪市区役所附設会館条例及び同施行規則に基づく料金後納については、指定管理者にて対応をしていただくこととなります。
13	「利用料金制で運用すること」とありますが、現在、使用料制で運用されている「前納制(原則、申込日から2週間以内に使用料の支払い)」「還付」に関して、お客様に影響のあるような手続き・運用面での変更点があればご教示ください。	利用料金制での運営については、本市が行ってきた使用料金制による利用者への対応等を踏まえ、配慮した運営を行ってください。
14	「ただし、……本市使用料として収納します」とありますが、令和3年3月末までに受け付けた利用申込のうち、使用料の支払いが令和3年4月以降となるものについては、指定管理者が市への使用料収納事務をおこなうという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	【3(4)②イ】 「……なお、キャンセルが発生した場合の使用料の還付については、本市が行います」とありますが、そのキャンセルにかかる手続きは指定管理者または市(区役所)のいずれがおこなうのでしょうか。	キャンセルに伴う利用者からの請求書の受領等は指定管理者が行うこととし、利用者への返金は本市が行います。
16	【募集要項】13※4 「基幹的な施設・機器等とは、建物全体(柱・梁・床・壁等の主要構造部)及び主要な設備機器(空調機器・消防設備等)など」とありますが、当該施設で「基幹的な施設・機器等」にあたる具体的な構造物や設備機器等をご教示ください。	基幹的な施設・機器等とは、建物全体(柱・梁・床・壁等主要構造部)及び主要な設備機器(電気設備、機械設備、消防設備、空調設備、舞台設備、昇降機設備等)とします。
17	【仕様書】1 「平成30年度の年間の利用率は71%」とありますが、平成28年度～令和元年度分について、「部屋別」「利用区分別」「利用目的別」で「月別(年間)」「曜日別(年間)」の「利用率」「利用件数」「利用料収入」(一般・免除・減免団体の内訳含む)をご教示ください。	「部屋別」で「月別(年間)」の「利用率」「利用件数」、「利用区分別」で「月別(年間)」の「利用率」「利用件数」と「利用区分別」で「曜日別(年間)」の「利用件数」については、別紙をご確認ください。 また、その他はシステム上算出できませんので、ご了承ください。

利用料(使用料)関係

	番号	質 問	回 答
利用料（使用料）関係	18	【仕様書】2-1-2(3) 「本施設は、区における地域コミュニティの振興を目的として設置された施設であり、その目的に沿った活動を行うと区が認める団体が行う事業については、利用料金の減免を行うこと」とありますが、利用申請内容が減免規定の対象にあたるかどうかの判断は指定管理者がおこなうということでしょうか。それとも、判断は区がおこない、その判断に基づいて指定管理者が利用料金の減免をおこなうということでしょうか。	減免につきましては、本市が定める要綱やルール等に基づき、指定管理者が利用料金の減免をおこなうこととなると想定しております。（仕様書第6章を参照）
	19	【募集要項P3③】 R3年度に加算される収納済み使用料分1,579千円の算出根拠をご教示ください。また、業務開始後実績数に乖離があった場合は補填、返金等の対応の有無についてもご教示ください。	金額算定については、現在の新型コロナウイルス感染症にかかる影響を考慮せず、過去実績に基づき収入金額を積算しています。当該経費加算額については、減免措置などの今後の状況に応じて別途協議することになります。 なお、算定根拠資料は別途協議時に提示します。
	20	【募集要項P3③】 貴市が業務代行料を設定した際に、積算根拠となった利用料収入額をご教示ください。また、業務開始後実績数に乖離があった場合は補填、返金等の対応の有無についてもご教示ください。	過去3カ年度の施設使用料及び附属設備使用料の金額です。実績額と乖離があった場合の補填、返金等の対応はできません。 H28年度 5,692,400円 H29年度 7,884,460円 H30年度 6,414,430円 平均 6,663,763円
	21	【利用料金の条例改正について】 利用料金の値上げを検討した際に、条例改正の検討は可能でしょうか。	条例改正の予定はありません。
	22	【現在実施している利用料金半額減免について】 いつまで実施されるかをご教示ください。また、令和3年4月以降に同内容が継続された場合の利用料補填の有無についてもご教示ください。	「新型コロナウイルス感染症にかかる本市施設の使用料・利用料金の減免措置」の適用については令和3年3月31日までです。令和3年4月以降について現時点では未定です。 補填については「募集要項 13危険負担 共通 不可抗力」に記載のとおりです。
業務代行料関係	23	【募集要項】3(4)③ 「なお、初年度は、令和2年度中に本市が使用料として収納済みの分があることを勘案して、令和3年度のみ経費として1,579千円を加算しています」と記載されていますが、令和2年度は、年度途中であり新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休館や利用者制限による半額還付などの事情がある中で、金額算定はどのような根拠に基づいておりますでしょうか。算定根拠資料の提示を含めてご教示願います。	金額算定については、現在の新型コロナウイルス感染症にかかる影響を考慮せず、過去実績に基づき収入金額を積算しています。当該経費加算額については、減免措置などの今後の状況に応じて別途協議することになります。 なお、算定根拠資料は別途協議時に提示します。
自主事業関係	24	「指定管理者はコミュニティづくりに関する普及啓発、情報の収集及び提供に取組むこと」とありますが、これらに該当する「目的事業」を自主事業とは別に提案する必要がありますという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
	25	「この事業については、……、自主事業とは異なるものである」とありますが、目的事業に該当するための要件等、自主事業との差異を具体的にご教示ください。	目的事業は、附設会館条例3条にかかる事業であり、自主事業については、仕様書8ページ7項の事業となります。

	番号	質 問	回 答
自主事業関係	26	「収益を上げて問題ないが」とありますが、目的事業においても参加者から参加費等の料金を受け取ることは可能でしょうか。	目的事業については、業務代行料の範囲内で行っていただく必要があります、参加費等の料金を徴収することはできません。よって、参加費等の徴収を行う場合は、自主事業として行ってください。
	27	指定管理者が自主事業として施設のネーミングライツ事業を行うことは可能でしょうか。	自主事業としてネーミングライツ事業を行うことはできません。
	28	「指定管理者が企画・実施する事業であること」とありますが、【仕様書】2「本市のコミュニティ関連施設、……とのネットワークを生かした事業を有機的・効果的に実施すること」との記載を踏まえ、指定管理者の主催のもと、他団体等と協働して自主事業を実施することも可能でしょうか。	他団体等と協働して自主事業を実施することも可能ですが、指定管理者が行う自主事業については、要件を満たす必要があるため仕様書の内容を確認のうえご提案ください。
	29	「会館で実施されること」とありますが、事業の一部を施設外で実施し、あるいは他施設や地域資源を活用・連携することで事業効果が高まるような場合は、自主事業の一部を会館の外で実施することも可能でしょうか。	仕様書7自主事業に記載のとおり、自主事業は、指定管理者が施設の有効活用の観点から、会館において、空き施設を活用して施設の設置趣旨に沿った事業を実施することとしています。また、会館で実施されることが要件となっていますので、会館外での実施はできません。
	30	自主事業の平成28年度～令和元年度分の収支明細をお示ください。	公開内容以外は、現行指定管理者のノウハウになるのでお答えいたしかねます。
施設管理関係	31	指定管理者に選ばれた場合、事務所スペースは私どもの団体だけで使用できると考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
	32	【募集要項】3(3) 「業務責任者」と【仕様書】2-1「総括責任者」の違いについてご教示ください。また「業務責任者」と「総括責任者」は、兼務することができるのでしょうか。	業務責任者の要件と統括責任者の要件を満たしていれば兼務は可能と考えます。業務責任者は、指定管理者業務仕様書に記載されている業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する責任者。総括責任者は、施設の役割・目的を十分認識し、施設の経営能力を備え、管理職として責任ある業務を遂行できる職員としています。
	33	【募集要項】3(4)⑤ 現指定管理者が目的外使用許可を得て実施している事業や取組みがあれば、ご教示ください。その使用料を現指定管理者が支払っている場合、使用料金額についても併せてご教示ください。また、その中で次期指定管理者が引継ぐ必要があるものはありますか。	現在のところございません。
	34	【募集要項】3(4)⑤エ 「非常災害時の避難所等となっているため、本市と日常的に連携を図り、必要な協力を行ってください」とありますが、必要な協力の内容や指定管理者の役割について、具体的にお示しいただけますでしょうか。 また、日常的な市との連携について、現在どのような取組みをされているのでしょうか。	避難所等がスムーズに開設できるよう施設の鍵の保管場所や、空調・設備の使用方法などの情報共有を図っていただきたいと思いますと考えております。日常的に、本市とは避難所開設・運営マニュアルの共有等の連携を図り、避難所開設時には、会館の管理者として、会館の利用方法の説明や使用可能物品の情報共有等の協力を行っていただくことを想定しています。

番号	質 問	回 答
35	<p>「会館の管理業務に関わる収入及び支出について、法人等の口座とは別に、管理業務用の独立した口座で管理して下さい」とありますが、会計ソフトにおいて区分経理し管理できていれば、独立した口座で管理する必要はないでしょうか。</p> <p>管理業務用の独立した口座管理について、管理業務の範囲は施設使用料などの利用者に対するものと考えてよろしいでしょうか。(代行料は法人口座)</p>	<p>本市の指定管理者制度の運用にかかるガイドラインにおいて、指定管理業務に係る会計(記録、帳票等の作成を含む)について、指定管理者の他の事業等に係るものと区別し管理することとしていることから、独立した口座を必要としています。</p> <p>また、管理業務の範囲は施設使用料などの利用者に対するものだけでなく、施設の修繕費を含むすべてと考えています。</p> <p>但し、指定管理者の実情等に鑑み、本指定管理業務の部分にかかる収支が明瞭かつ容易に把握出来る方法を以て代えることは可能です。</p>
36	<p>【募集要項】7(7)</p> <p>「事故、災害等に対応するための体制を整備」とありますが、自然災害に関しては、少なくとも施設の供用時間内に発災した場合に対応できる体制を整備すれば足りるという理解でよろしいでしょうか。あるいは、供用時間外に発災した場合についてもすべて指定管理者において対応できるような体制の整備を要するのでしょうか。</p>	<p>「事故・災害等に対応するための体制を整備」については、供用時間内に発災した場合を想定しています。場合によっては本市と連携の上、本来の供用時間外の対応をお願いする可能性もあるため、そうした非常災害時の連絡や対応も想定して下さい。</p>
37	<p>【募集要項】7(8)</p> <p>「指定管理者が臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、業務にかかる経費の範囲において指定管理者が負担することが適当でない」と本市が認める部分については、本市がこれを負担します」とありますが、自然災害等が発生して東淀川区民会館へ自主的に避難して来られた方がいらっしゃった場合に、供用時間外に及んで指定管理者が対応する必要があり、その対応をおこなうにあたっての人員費は、市が負担するものという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>臨機の措置をとった費用のうち、本市が認める業務にかかる経費の範囲については、協議事項とさせていただきます。</p>
38	<p>【募集要項】13※7</p> <p>「選挙対応に伴い会議室等の使用制約期間が生じ、その間のキャンセル対応等の事務が発生する可能性があるが、それらに対する補償は行わない」とありますが、使用制約期間とはどのようなことでしょうか。また、キャンセル対応等の事務とはどのようなことでしょうか。</p>	<p>使用制限期間は、必要最小限の期間とし、予約を行っている申請者に対し、取り消し申請の手続きを行ってもらうよう連絡を取っていただくことや、キャンセルに伴う利用料金の還付事務をお願いする可能性があります。</p>
39	<p>【仕様書】2</p> <p>「この施設の利用率については、目標として76.5%以上となるようにするとともに、成果指標としては、利用者が満足と感じる割合を80%以上とすること」とありますが、これらの目標は指定管理期間の最終年度までに達成すべき数値という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>指定管理期間を通じての目標としてご提案ください。</p>
40	<p>「利用者が満足と感じる割合を80%以上」とありますが、平成28年度～令和元年度分について、「実績値」「サンプル数・回答数」等のアンケート結果をご教示ください。</p>	<p>今回ご提案いただく内容に関わるため、お答えできません。</p>
41	<p>【仕様書】2-1-1</p> <p>「予約・予約取消等受付業務(本市が経費を負担する『区役所附設会館等予約システム』を使用すること)」とありますが、こちらのシステムはWEB申込に対応しているのでしょうか。</p> <p>また、従来の「スケジュール管理システム」からの主な変更点について、具体的にご教示ください。</p>	<p>現行システムでは、利用者は施設の空き状況等をWEB上で確認できるのみで、施設の使用申込については附設会館の窓口での受付、FAXでの申込のみとしています。一方、新システムでは利用者の利便性向上を目的として、WEB予約機能を実装することとしています。また、使用に当たっての利用料金の支払い方法についても従来の窓口払い若しくは口座振込に加えて、コンビニエンスストアでの決済を可能とすることとしています。(新システムについては現在構築中のため、上記内容については現時点での予定となります。)</p>

施設管理関係

	番号	質 問	回 答
施設管理関係	42	【仕様書】2-1-2(4) 現在の「統括防火管理者」は屋内プール・図書館・区民会館のうち、どちらが担当しているのかご教示ください。	3館の一年持ち回りのため、次年度が区民会館の指定管理者が統括防火管理者の予定です。(H31図書館、R2東淀川プールが統括防火管理者となっています。)
	43	【仕様書】3-1 電気及び機械設備保安点検(自家用電気工作物保守点検)業務は、大阪市において契約されるものという理解でよろしいでしょうか。	大阪市で契約します。
	44	「点検等業務」について、「積算対象となる業務」「積算対象とならない業務」をご教示ください。また、「積算対象となる業務」については、「仕様の詳細」「契約主体」「現在の契約相手方」「現在の契約額」をご教示ください。	仕様書3-1記載の業務が積算対象となる業務です。 ただし、仕様の詳細については現行指定管理者のノウハウに関する部分のため非公開とします。
	45	「按分率」について、按分される点検業務の「費用」をご教示ください。	現地説明会資料12のとおりです。按分率は、仕様書3のとおりです。
	46	施設に設置されている防犯モニターの監視区域をご教示ください。	区民会館のある4階廊下奥、建物1階入口と1階エレベータ乗り場の3か所となります。(すべて録画しておりません。)
修繕関係	47	【募集要項】10(4) 修繕費の固定金額は業務代行料の上限額には含まないのでしょうか。また、固定積算額50万円を超えた場合はどのような扱いになるのでしょうか。	修繕費は消費税抜きで50万円を上限としているため、積算の際は、消費税額を算出して、税込みの金額で積算してください。 また、修繕費は業務代行料の上限額にも含まれます。
	48	【募集要項】13※6 今後修繕が必要な箇所をご教示ください。	現在のところありません。今後、協議となります。
	49	今回の指定期間内で、基幹部分の修繕計画等はあるのでしょうか。また、その修繕により臨時休館をする場合、何日くらい想定されているのでしょうか。	現在のところ予定はありません。
	50	「修繕等履歴一覧」29年度5月23日にネットワークLAN工事とありますが、具体的にどのような工事を行ったのかご教示ください。	Wi-Fi等のネットワークに関する工事です。
電子決済関係	51	【仕様書】5 電子決済に係る初期費用やシステム基本使用料に含まれる内容についてご教示ください。コンビニで収納するための帳票の経費や、収納代行業者から指定管理者への利用料金の振込に係る経費は、初期費用やシステム基本使用料に含まれるのでしょうか。	初期費用は初回申し込み時の登録事務手数料になります。システム基本使用料は収納代行業者から指定管理者への振込み手数料などの収納代行に必要となる毎月の経費になります。 コンビニエンスストア収納はペーパーレス方式を採用しており、Web予約の場合は利用者自身でスマートフォンの画面で払込票を表示させたり払込票番号を控えてコンビニエンスストアで支払うことができます。 (収納代行業者によって異なる場合があるため、参考情報になります。)

	番号	質 問	回 答
電子決済関係	52	収納代行事業者から指定管理者への利用料金の振込日や、利用料金データの受け渡しなど「具体的な運用の流れ」は、どのような日程・形式になるのでしょうか。指定管理者の利用料金管理システム等に対応したデータを受け取ることができるのでしょうか。	月末締め翌4営業日に利用料金の振込金額をシステム上で確認することができ、PDFで振込通知書をダウンロードすることができます。 利用料金から月額使用料1,100円(税込)を減じた金額が翌月20日に振込まれます。なお、利用料金が月額使用料1,100円(税込)より少ない場合は、収納代行事業者が発行する納付書により差額を支払うこととなります。 コンビニエンスストアで入金後、数分から数時間以内に入金情報がシステムに反映されます。なお、指定管理者の利用料金管理システム等がどのようなシステムかわかりかねますが、本市システム以外への対応の予定はございません。(本市新システムについては現在構築中のため、上記内容については現時点での予定となります。なお、収納代行事業者によって異なる場合があるため、参考情報になります。)
	53	【仕様書P7「5電子決済への対応」について】 ①貴市が想定される利用率をご教示ください。 ②指定請求書用紙など必要な消耗品の積算額をご教示ください。 ③請求書の発行や入金状況の確認等は専用サイトを活用する必要があると思われます。業務量の増大から新たな人員が必要かご教示ください。また、内容精査のためマニュアルをご教示ください。	①令和3年度3%、令和4年度6%、令和5～7年度10% ②ペーパーレス方式を採用しており、Web予約の場合は利用者自身でスマートフォン等の画面で払込票を表示させたり、払込票番号を控えてコンビニエンスストアで支払うことができます。 ③新しい「区役所附設会館等予約管理システム」にて入金状況の確認が可能です。(コンビニエンスストアで入金後、数分から数時間以内に入金情報がシステムに反映されます。)ペーパーレス方式のため、請求書は発行しません。業務量の大幅な増大は想定しておりません。
利用実績関係	54	【仕様書】6「過去4年間の優先予約率」が掲載されていますが、H29が49%、H30で27%とほぼ半数になっている理由をご教示ください	現行指定管理者のノウハウになるのでお答えいたしかねます。
備品関係	55	【募集要項】14 備品一覧において、現時点で補修更新が予想されるものがあればご教示ください。	現地説明会資料の「資料4」の和室4放送設備一式の「TOA PA AMPLIFIER TA-2030」を修繕予定です。
	56	継続してご利用されているお客様にご不便をおかけしないために、現指定管理者で提供されている設備や備品等がありましたらご教示ください。	今回ご提案いただく内容に関わるため、お答えできません。
	57	指定期間内に使用期限が到来する消防設備(消火器・消火用ホース等)はあるのでしょうか。また、その補修更新にかかる費用は、市または指定管理者のどちらが負担することになるのでしょうか。	消火器については、令和4年が2本、令和5年が1本、令和7年が1本の計4本の交換が必要となります。費用については指定管理者の負担となります。

	番号	質問	回答
備品関係	58	【様式】5-2⑤ 附属設備利用料金について、一覧表に記載されている備品はすべて使用できるという理解でよろしいでしょうか。	現時点では、利用できます。
説明会配布資料関係	59	【配布資料11. 4収支決算状況について】 事務費の詳細内訳を、ご教示いただけませんか。	公開内容以外は、現行指定管理者のノウハウになるのでお答えいたしかねます。
	60	【説明会配布資料12】 建築設備の保守管理費用が平成30年度からありませんが、理由をご教示ください。	大阪市で契約し、経費の支出も行っています。
	61	【説明会配布資料12】 その他の費用について詳細をご教示ください。また、経費が平成28年度より150万円近く上昇していますが、理由をご教示ください。	指定管理者の変更に伴うものです。なお、明細については、現行指定管理者のノウハウに関することになるのでお答えいたしかねます。
	62	【説明会配布資料13-2】 過去4年間分の電気、ガス、水道料金の実績の「月ごとの数量」「契約主体」「現在の契約相手方」についてご教示ください。	詳細は把握しておりません。
	63	【説明会配布資料13-2】 協定書にはガスの需給契約の分担が記載されていませんが、区民会館単独での契約という理解でよろしいでしょうか。その場合、現行のガス供給契約から別の供給事業者に変更することは可能でしょうか。また現行契約期間はいつまでかご教示ください。	お見込みのとおりです。
	64	【仕様書P7「4地域コミュニティ振興に寄与する事業」について】 目的事業と自主事業と明確に区分するものとありますが、別紙資料11「H30事業報告書」内の「3実施事業・自主事業」において、H30に実施された事業が目的事業か自主事業かの区分を事業ごとにご教示ください。	現地説明会資料11の「3実施事業・自主事業」は、全て自主事業となります。
	65	【資料12「H29～H31経費」について】 ①人件費が固定となっている理由についてご教示ください。 ②上記の人件費は現地配置職員11名分という理解ではないのでしょうか。 ③事務費1,000千円の明細についてご教示ください。 ④その他(損害保険料等)1,607千円の明細についてご教示ください。 ⑤光熱水費が固定となっている理由についてご教示ください。	各詳細については、把握しておりません。
	66	【資料11「事業報告書P21決算状況」について】 ①自主事業収入1,363千円の明細をご教示ください。 ②自主事業経費 239千円の明細をご教示ください。 ③H30の実施事業・自主事業の参加率から勘案しても収入、支出ともに非常に少ないと思われます。積算に影響するため計上方法についてご教示ください。	各詳細については、把握しておりません。

	番号	質 問	回 答
特別区関係	67	特別区制度の住民投票の結果により、指定期間中に指定管理者の指定を取り消すことがあるとありますが、指定管理の取消しの事前通知は何か月前に行われるのでしょうか。	「指定期間中に指定管理者の指定を取り消すことがある」という記載については、令和2年8月17日付け募集要項の訂正で削除されています。(事業者が一方的にリスクを負う形になっていること、実施事業内容や実施規模の変更にあたり協議する場合として例示している「施設の移転・廃止」や「他の大阪市施設と統合」等について実際には想定しがたいものであるため関連した記載を削除したもの) 特別区への移行に際して事務手続き等が生じた場合において指定管理者として経費負担が難しい場合は、別途協議を行いたいと考えております。
その他	68	【募集要項】15 「リスクに応じた必要な保険」に加入することとありますが、現指定管理者の保険加入実績(保険の種類、金額等)をご教示ください。	応募者が自ら判断する事項となりますので、お示しできません。
	69	「申請者による提案内容のプレゼンテーション」とありますが、現在におけるプレゼンテーションの予定日、所要時間、参加可能人数等をご教示ください。	プレゼンテーションについては、9月下旬から10月上旬にかけて実施予定ですが、参加事業者数が確定しておりませんので、募集締め切り後に参加事業者に通知をいたします。参加可能人数については、1事業者3名程度を想定しております。
	70	平成31年度(令和元年度)事業報告書及び平成31年度(令和元年度)施設管理に対する評価シートをお示しください。	平成31年度分については、8月末公表予定です。
	71	平成28年度～令和元年度分の収支明細をお示しください。	公開内容以外は、現行指定管理者のノウハウになるのでお答えいたしかねます。
	72	令和5年10月より適格請求書等保存方式が導入され、施設利用料にかかる請求書等やその他これらに類する書類において①登録番号②適用税率または消費税額等の記載等が義務づけられます。「区役所附設会館等予約システム」において各種書類の様式変更等は対応していただけるのでしょうか。	現時点では未定です。
	73	【募集要項P5「指定期間中の指定取り消し」について】 他の行政区において指定管理案件の応募資格に「過去に指定取り消し処分がないこと」という要件が多数あります。本案件の「指定取り消し」について、貴市が考える処分法、先の要件に抵触する可能性の有無についてもご教示ください。	「指定期間中に指定管理者の指定を取り消すことがある」という記載については、令和2年8月17日付け募集要項の訂正で削除されています。(特別区に移行する場合の記載内容において事業者が一方的にリスクを負うことになっていることに配慮し、関連する記載を削除するとともに、募集要項の一部記載に誤りがあった点を訂正したもの) 特別区への移行に際して事務手続き等が生じた場合において指定管理者として経費負担が難しい場合は、別途協議を行いたいと考えております。